

第18号議案

ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正する
条例

(ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正)

第1条 ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第106号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、加入者若しくは」を「若しくは加入者(被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。)又は」に改める。

第6条第1項中「から次の各号に規定する自己負担金を控除した額」を削り、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第7条第1項中「市長」を「ひとり親家庭等医療費の支給」に、「に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給する」を「により行う」に改め、同条第2項中「受給者等が」を「市長は、受給者が」に改め、「医療機関等で」の次に「規則で定める金額を超えない範囲で」を加え、「で、市長が特別の理由があると認めるときは、受給者等に代わって」を「には、受給者に代わり」に改め、同条第3項中「受給者等」を「受給者」に改める。

第8条第1項中「変更が生じたときは、規則に」を「異動があった場合は、規則の」に改め、「その旨を」を削る。

第9条中「医療費」を「ひとり親家庭等医療費」に改める。

(ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部改正)

第2条 ふじみ野市重度心身障害者医療費の支給に関する条例(平成17年ふじみ野市条例第108号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「又は加入者(」を「若しくは加入者(」に、「及び」を「又は」に改める。

第7条第2項中「にかかわらず、」の次に「市長は、」を、「医療機関等で」の次に「規則で定める金額を超えない範囲で」を加え、「重度障害者医療費を代わって」を「受給者に代わり」に改め、「当該医療機関等に」の次に「重度障害者医療費を」を加える。

(ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例の一部改正)

第3条 ふじみ野市こども医療費の支給に関する条例(平成21年ふじみ野市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「及びきゅう師免許」を「又はきゅう師免許」に改め、同条第6号を次のように改める。

(6) 一部負担金 医療保険各法その他の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、その他法令又はそれに準ずる規程による給付及び保険者が給付する附加給付を控除した額をいう。

第3条各号列記以外の部分中「市は」を「市長は」に、「による被保険者」

を「の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）」に改め、同条第3号中「児童福祉施設」の次に「に入所している」を加え、「の措置による」を「による措置により」に改め、「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第4条第1項ただし書中「当該額を支給する額から除くものとする」を「その額につき支給の対象としない」に改め、同条第2項中「に基づき」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長は、こどもが市長の指定する医療機関等で規則で定める金額を超えない範囲で医療を受けた場合には、当該医療を受けたこどもの保護者に代わり当該医療機関等にこども医療費を支払うことができる。

第4条第3項中「こども医療費の支給」を「支払」に、「対して」を「対しこども医療費の」に改める。

第5条第2項中「申請があった場合は、規則の定めるところにより、その内容を審査し、」を「規定による申請により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、受給資格者として登録しないときは、規則の定めるところにより申請者に通知するものとする。

第6条中「場合は、」の次に「規則の定めるところにより」を加える。

第7条見出し中「支給金」を「こども医療費」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和5年1月1日から施行する。

令和4年2月21日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ひとり親家庭等医療費、重度心身障害者医療費及びこども医療費の支給について、県内全域で現物給付が実施されることに伴い、条文を整備するため、ふじみ野市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例等の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。